

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人老人保健事業、一人一人に応じた健康支援事業、総合的な自殺対策推進事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、歯科保健事業、精神保健福祉事業、肝炎治療特別促進事業、難病対策事業、市町村支援、民生委員・児童委員指導事務、児童福祉事務、母子・父子・寡婦福祉事務、高齢者福祉事務、障害者福祉事務、配偶者暴力相談事業、戦傷病者の援護事務、福祉関係団体育成指導を主要業務としている。

住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを推進するため所内各課と協力し、管内市町及び関係機関と連携をとりながら事業を推進した。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健福祉課・健康生活支援課に所属し、必要に応じ連携しながら保健師活動を展開している。また、管内の保健師活動の充実や関係機関との連携を図るために各種研修会を開催している。

(1) 管内概況

管内市町の保健師就業数は保健所 10 人、市町 29 人で、保健衛生関係に従事する者 13 人、福祉 6 人、介護保険 5 人、その他国保等 5 人となっている。

表 1 - (1) 管内保健師就業状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和 3 年度	40	8	15	6	6	5
令和 4 年度	40	9	15	6	5	5
令和 5 年度	39	10	13	6	5	5
香取市	13	-	5	5	1	2
神崎町	5	-	3	0	1	1
多古町	5	-	2	1	1	1
東庄町	6	-	3	0	2	1

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、支援の必要な事例に対し家庭訪問や電話相談、面接等を実施し、在宅療養生活上の課題解決に向け支援している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和6年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	家庭訪問		面 接		電 話	メー ル	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総 数	33	109	186	253	546	0	280
感 染 症	6	21	1	2	205	0	0
結 核	10	63	17	70	151	0	171
精 神 障 害	1	1	0	0	0	0	0
長 期 療 養 児	2	4	10	11	47	0	65
難 病	14	20	157	169	143	0	44
生 活 習 慣 病	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 疾 病	0	0	1	1	0	0	0
妊 産 婦	0	0	0	0	0	0	0
低 出 生 体 重 児	0	0	0	0	0	0	0
（ 未 熟 児 ）	0	0	0	0	0	0	0
乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
訪 問 延 世 帯 数	29	87					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和5年 5月31日	・管内市町と保健所保健師の活動状況及び活動計画	テーマ：「保健師活動の情報共有について」 1 令和4年度保健師活動状況について 2 令和5年度活動計画について	14
令和5年 8月31日	・事業評価	講演：「住民に伝わる事業評価の方法について」 講師：千葉県立保健医療大学 健康科学部 看護学科 准教授 細谷 紀子 氏	13
令和5年 11月30日	・災害対策	講演：「災害時の保健活動～発災後1週間～1か月に焦点をあてて～」 講師：国立大学法人千葉大学大学院 看護学研究院 宮崎 美砂子 氏	24
令和6年 1月17日	・公衆衛生看護活動	講演：「よりよい公衆衛生看護活動につなげるために～先輩保健師からのメッセージ～」 講師：元国際医療福祉大学 成田看護学部 教授 標 美奈子 氏	14

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和5年 6月1日	・現任教育体制、学生指導体制、日月報、業務研究集録、その他	9
7月19日	・業務研究集録、復命研修（難病）、感染症の状況、保健所業務改善支援事業の概要、その他	9
9月20日	・業務研究集録、その他	6
11月15日	・業務研究集録、その他	10
令和6年 1月17日	・事例検討（難病）、復命研修（児童虐待防止）、能登半島地震（災害派遣の状況等）、その他	8
3月13日	・現任教育の最終評価、令和5年度事業評価と令和6年度事業計画、その他	10

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和5年 11月2日	講演：「誰もが活きる職場チームのつくり方～楽しく働くためのちょっとした工夫～」 講師：医療法人財団緑雲会 多摩病院 看護部長 加納 佳代子（講談看護師・加納 塩梅）氏	22

エ その他

表1－(3)－エ その他

開催年月日	主な内容	参加人員
令和5年 9月25日	令和5年度第1回管内新任期保健師交流会・勉強会 1 令和5年度の目標と計画、取り組みの進捗状況と課題について （各新任期職員からの報告） 2 意見交換 （新任期職員同士・プリセプター同士による情報交換と共有） 3 その他	17
令和6年 2月29日	令和5年度第2回管内新任期保健師交流会 1 令和5年度の取り組み結果と課題、最終評価について （各新任期職員からの報告） 2 意見交換 （新任期職員同士・プリセプター同士による情報交換と共有） 3 その他	17
令和5年 10月18日	令和5年度管内管理期保健師連絡会議 1 災害時における保健活動及び関係機関との連携について 2 現任教育の推進について 3 その他	11

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和6年 1月30日	講演：「看護管理者に求められる看護倫理を大切にしたい人材育成のヒント」 講師：千葉大学大学院看護学研究院 教授 手島恵氏	45

2 母子保健事業

新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴い、平成31年度以来の母子保健推進協議会を開催し管内における母子保健課題について共有・協議を行った。その他、母子保健担当者会議を開催し、管内市町の取り組みや課題について共有し、母子保健従事者研修会を2回実施し、母子保健に係る知識の普及啓発を図った。

長期療養児に対し、相談・医療給付事業等を通し、必要な支援を行った。

思春期保健対策として、管内の学校関係者等への研修会を開催し、管内の思春期保健事業推進に努めた。

(1) 母子保健推進協議会

管内の母子保健、医療、福祉施策を推進するために、管内市町、医療、福祉、母子保健関係者等の代表から構成される協議会を設置し、母子保健計画の実施に関することや、母子保健の情報収集、分析等、その他必要な事項に関し協議をする場である。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和6年2月14日	14名	(1) 発達障害が気になる児への支援状況について (2) 支援していく上での課題及び今後の対応について

(2) 母子保健従事者研修会

管内の母子保健の実績に合わせて研修会を開催するものとし、妊娠期から子育て期にわたる支援の実現に向け、市町村保健師等、母子保健事業従事者が必要な知識を身に着けるための研修会を年2回実施した。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
令和5年度 第1回 香取保健 所管内母子保健 従事者研修会	令和5年9月28日	17名 保健師・保育教 諭・保育士	講演：「早期発達支援の視点」～早期からの 適切な支援とは～ 講師：千葉県発達障害者支援センター 副セ ンター長 田熊 立 氏
令和5年度 国保多古中央病 院との母子保健 連絡会議	令和6年3月4日	20名 医師・保健師・看 護師・社会福祉 士	講演：「外来で診る小児の発達障害」～一般 小児科医がどのようにどこまで診るか？～ 講師：多古町病院事業管理者 小児科医 齊藤 匡 氏

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

管内母子保健担当者会議を開催し、管内の母子保健の課題の共有や情報交換を行い、母子保健施策の向上に繋げている。

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和5年7月13日	10名 保健師	(1) 令和5年度母子保健事業計画について (2) 母子保健事業に関する情報共有について (3) 母子保健の課題について (4) その他（児童相談所からの情報提供）

(4) 人工妊娠中絶届出

届出妊娠中絶実施報告に基づき妊娠週数別年齢階級別に届出数（管外分も含む）を集計した。

表2－(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和3 年度	令和4 年度	令和5年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 ～ 24	25 歳 ～ 29	30 歳 ～ 34	35 歳 ～ 39	40 歳 ～ 44	45 歳 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	4	6	5	0	1	1	3	0	0	0	0	0
満7週以前	3	4	5	0	1	1	3	0	0	0	0	0
満8週～満11週	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
満12週～満15週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
満16週～満19週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
満20週～満21週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精、男性不妊治療（精子を精巣上体から採取する手術）について、治療に要する費用の一部を助成していたが、それぞれ令和4年4月1日から保険適用となった。

表2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和3年度	61	98	16	45	1(1)	35
令和4年度	10	10	2	3	0(0)	5
令和5年度	0	0	0	0	0(0)	0
香取市	0	0	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 ()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
神崎町	0	0				
多古町	0	0				
東庄町	0	0				

(6) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。

表2－(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
実施無し			

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日から「小児慢性特定疾患医療費助成制度」が新制度「小児慢性特定疾病医療支援事業」に移行された。

令和3年11月1日現在16疾患群(788疾病)がその対象として国に認定されている。

表2- (7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (各年度3月31日現在)

(単位: 件)

疾 患 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
総 数	70	63	67	55	2	2	8
1 悪性新生物	8	10	11	10	-	1	-
2 慢性腎疾患	4	4	4	3	1	-	-
3 慢性呼吸器疾患	2	2	1	-	1	-	-
4 慢性心疾患	17	15	16	13	-	-	3
5 内分泌疾患	13	8	8	7	-	-	1
6 膠原病	3	2	2	1	-	-	1
7 糖尿病	5	3	5	4	-	-	1
8 先天性代謝異常	2	2	2	1	-	-	1
9 血液疾患	5	5	4	4	-	-	-
10 免疫疾患	1	1	1	1	-	-	-
11 神経・筋疾患	2	3	3	2	-	1	-
12 慢性消化器疾患	5	4	6	6	-	-	-
13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	3	3	3	3	-	-	-
14 皮膚疾患	-	1	1	-	-	-	1
15 骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-
16 脈管系統疾患	-	-	-	-	-	-	-

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業 (研修会、講演会、交流会等)

表2- (8) -ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
実施なし	-	-	-

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－（8）－イ 療育相談指導内容（単位：人）

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 者 数（延）	1(3)	1(2)	1(1)
家 庭 看 護 指 導	3	-	1
食 事 ・ 栄 養 指 導	-	-	-
歯 科 保 健 指 導	-	-	-
福 祉 制 度 の 紹 介	-	-	-
精 神 的 支 援	-	-	-
学 校 と の 連 絡	-	-	-
家 族 会 等 の 紹 介	-	-	-
そ の 他	-	2	-

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－（8）－ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾 患 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	8	4	4
慢性呼吸器疾患	1	4	0
慢性心疾患	0	0	3
神経・筋疾患	1	0	1
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	5	0	0
慢性消化器疾患	1	0	0

エ 窓口相談事業

表2－（8）－エ 相談内容（単位：人）

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 者 数（延）	26	15	11
申 請 等	2	11	7
医 療	6	0	1
家 庭 看 護	12	4	3
福 祉 制 度	2	0	0
就 労	0	0	0
就 学	1	0	0
食 事 ・ 栄 養	0	0	0
歯 科	0	0	0
そ の 他	3	0	0

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	1	3	1	3
令和5年度	0	0	0	0

(9) 療育の給付制度

療育医療は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に入院させて医療給付及び学用品、日用品の給付を行うもので、令和5年度の申請者はいなかった。

(10) 思春期保健相談事業

思春期世代とその関係者へ心身に関する正しい知識の普及を行うため、令和5年度は学校関係者を対象とした思春期保健従事者研修会を実施し、児童生徒の健全育成を図った。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
実施無し			

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
令和5年度 思春期保健従事者研修会	令和5年 12月12日	40人(養護教諭、 教育委員会、保健 師)	講演：「思春期における起立性調節障害の児童・生徒への支援方法について」 講師：国際医療福祉大学成田病院 神経内科 安藤 哲也 氏

表2-(10)-ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催 回数	相談 件数	対象者	内 容
実施無し				

(1 1) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されたことから、請求者の利便性を考慮し、各地域の県型保健所に窓口が設置され、請求に関する相談等を実施した。

表2－(1 1) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(保健所受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数(延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和3年度		0	0	0	0
令和4年度		0	0	0	0
令和5年度		0	0	0	0

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず県児童家庭課に受付・相談窓口を開設している。

3 成人・老人保健事業

がん検診の受診率向上のため、がん及びがん検診に関する知識の修得を目的に健康推進員等を対象とした講習会を開催している。

(1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表3－(1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和5年 11月21日	36	「子宮頸がん検診とHPVワクチン接種に関する最新知識について」

※ 海匠保健所と交替で開催。令和5年度は海匠保健所が担当。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実させることを目的に健康相談を実施した。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層における男女を対象とし、保健所の保健師等が電話相談に応じている。

表4－(1) 健康相談実施状況（電話）

(単位：件)

年度 \ 区分	男	女	総数
令和3年度	2	5	7
令和4年度	0	1	1
令和5年度	0	1	1

5 総合的な自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画を踏まえ、心の健康や精神疾患、働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口等の啓発資料を配布した。また、関係機関との連携のもと、事業を推進している。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
令和5年度 香取海浜圏域 自殺対策研修	令和5年12月20日	49名 養護教諭、児童福祉司、保健師、看護師、精神保健福祉士、相談支援員、家庭児童相談員、行政職員等	講演：「—いのちに寄り添う— 自殺念慮・未遂者への対応と 支援者のセルフケア」 講師：氏原将奈氏（淑徳大学 看護栄養学部 准教授）

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
—	—	—	—

(3) その他の事業

- ・香取市ゲートキーパー養成講座にて講師を担う。
- ・香取市ボランティア連絡協議会研修会にて、こころの健康に関する講話を行った。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健や職域保健が連携し生涯を通じた継続的な健康づくりの取組を推進していくため、令和5年度からの5か年計画を策定し、「働きざかりの身体を動かす習慣づくり」をテーマとして、事業を展開している。

表6－（1）香取地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和5年12月7日	27名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から令和9年度までの具体的な取組みについて ・取組む上での評価指標について

表6－（2）香取地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和5年7月7日	17名	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年間の取組みについて ・具体的な取組み内容の検討 ア それぞれの職場でできることは何か イ リーフレットの内容、キャッチコピー ・取組む上での評価指標の検討

表6－（3）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和5年5月29日	労働基準協会主催の説明会でミニ講話とリーフレット配布
令和5年7月26日	香取教育研究協議会保健研究部研修会で「働きざかりの身体を動かす習慣づくり」のミニ講話を実施
令和5年9月20日	管内事業所1か所で、講演会を実施 内容：(1)働きざかりの身体を動かす習慣づくり (2)健康づくりについて～運動・休養・栄養～
通年	1 啓発活動 (1)リーフレット「かとり+10」を作成し、協議会や作業部会の委員の機関に配布。また、協議会及び作業部会委員から関係機関に配布。 (2)既存パンフレットの配布等 2 香取地域の健康情報（保健所ホームページ）の掲載内容拡充と周知

7 栄養改善事業

地域住民の健康増進・食生活改善及び療養生活におけるQOLの向上を図るため、オンラインにより研修会を開催するなど地域の実情に合わせ、栄養改善への取組推進に努めた。

特に地域住民に対しては、道の駅等の協力を得、定期的な健康づくり・栄養情報の発信を行った。また、特定給食施設等には、施設を限定して個別巡回指導を実施したほか、集団指導では対象によってオンラインも活用して参加者を拡大し、栄養管理及び衛生管理の徹底を図った。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

千葉県及び香取地域の健康課題改善を推進するため、「減塩」や「野菜摂取量の増加」を意識して情報提供を行った。

食品表示に関する指導では、個人事業者を中心に栄養成分表示に関する相談や巡回調査を実施し、適切な表示の普及に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳幼児	—	—	—	/	/	/	/	—	—	—	/	/	/	/	—
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳以上 (妊産婦を除く)	2	—	—	—	—	—	1	—	89	25	—	—	—	813	2
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳幼児	—	—	—	/	/	/	/	—	—	—	/	/	/	/	—
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳以上 (妊産婦を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別	区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		—	—	—	—	—	—
病態別運動指導		—	—	—	—	—	—

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・脂質異常症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
「食べること」を学ぶ講演会 ～神経難病と加齢に伴う課題と対応～	10月20日	神経難病患者 及びその家族	25名	1. 講演「疾患及び加齢による『飲み込みづらさとその対応』～パーキンソン病&脊髄小脳変性症を中心に～」 講師 国際医療福祉大学成田病院 脳神経内科 医師 山下 賢 氏 2. 講演「飲み込みやすい食事について」 講師 国際医療福祉大学成田病院 栄養室 管理栄養士 白戸 敦子 氏

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
地域に広める健康づくり研修会	9月22日	管内の食生活改善に関する推進員	35名	1. 講演及び試飲「自然だしを活用した『美味しい減塩』について学ぼう」 講師 (株)緑川商店 代表 緑川 かず子氏 2. 情報提供「栄養成分表示を活用した減塩について」 提供者 香取保健所地域保健福祉課 栄養指導員
香取地域の食環境整備に関する取り組み	令和5年4月～ 令和6年3月	管内道の駅等(4施設)の利用者及び職員	(3,990枚) ※資料等配布枚数	道の駅等地域住民の利用施設を通じた健康づくり・栄養情報の提供・健康情報に関する啓発物(3,990部)

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表7－（1）－エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
		該当なし

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7－（1）－オ－（ア）食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容（講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		（－）	（－）	（－）	（－）	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	41	66	7	778	食品衛生講習会
	特定保健用食品	－	－	－	－	－
	栄養機能食品	2	5	－	－	－
	機能性表示食品	－	－	－	－	－
	その他※	－	－	－	－	－
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		1	1	－	－	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－	－	－	－

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談（個別）	普及啓発（集団）		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容（講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		（－）	（－）	（－）	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	－	2	235	地域における健康づくり研修会、道の駅等に資料配布
	特定保健用食品	－	－	－	－
	栄養機能食品	－	－	－	－
	機能性表示食品	－	－	－	－
	その他※	－	－	－	－
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		－	－	－	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－	－	－

（ ）内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表7- (1) -オ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	1(0)	2(0)
	機能性表示食品	—	—
	その他	—	—
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		—	—
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		—	—

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
— (—)	— (—)	— (—)

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7- (1) -カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
—	—	ゲー・パー食生活について	1	35

(2) 給食施設指導

安全で適切な給食が提供されるよう、関係職員とともに栄養管理及び食品・環境衛生管理について対象施設を限定して個別巡回指導を実施した。集団指導では、対象や研修会の目的を考慮し、オンライン及び参加型で開催した。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況 (単位: 件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調理師の いない 施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
71	17	19	15	27	29	17	21	22	—	—	51	131	20	71	41

ア 給食施設指導状況

表7-(2)-ア 給食施設指導状況 (単位:件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食以上 又は 1日750食以上	1回100食以上 又は 1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	61	7	31	23
		その他指導施設数	134	10	80	44
	喫食者への栄養・運動指導延人員		—	—	—	—
集団指導	給食管理指導	回 数	—	2	2	2
		延 施 設 数	107	9	60	38
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	—	—	—	—
		延 人 員	—	—	—	—

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	71	61	17	13	15	11	17	16	22	21	
指定 施設 ①	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
300食 /回, 750食 /日 以上 (指 定 施設① を除く) ②	計	7	7	4	4	3	3	-	-	-	-
	学校	5	5	3	3	2	2	-	-	-	-
	病院	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設		栄養士のみ いる施設		どちらもない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
100食 /回, 250食 /日以上 (① 、② を除く)	計	35	31	10	8	10	6	7	9	8	8
	学校	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-
	病院	5	5	3	3	2	2	-	-	-	-
	介護老人保健施設	4	1	2	-	2	1	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	7	3	2	1	5	2	-	-	-	-
	児童福祉施設	13	16	1	2	1	1	6	8	5	5
	社会福祉施設	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
	事業所	3	3	-	-	-	-	-	-	3	3
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その 他の 給食 施設	計	29	23	3	1	2	2	10	7	14	13
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	2	2	-	-	-	-	1	1	1	1
	老人福祉施設	5	2	1	-	-	-	3	2	1	-
	児童福祉施設	12	12	-	-	-	-	1	1	11	11
	社会福祉施設	5	3	1	1	-	-	4	2	-	-
	事業所	2	2	-	-	-	-	1	1	1	1
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	1	0	29
指導数	2	0	31

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設衛生講習会 (千葉県公式チャンネルによる動画公開)	令和5年6月12日 ～7月14日	管内給食施設等管理者及び従事者	(246名)	1. 講演「給食施設の食中毒事例に学ぶHACCPの振り返り」 講師 食品機動監視課 食品衛生監視員 2. 講話「令和4年度給食施設栄養管理状況報告書について～幼児、児童生徒の肥満・やせに対する現状と取り組み～」 講師 地域保健福祉課 栄養指導員
給食施設栄養管理研修会	令和5年9月1日	給食喫食者に高齢者を含む管内給食施設の管理栄養士・栄養士	21名	テーマ「ターミナルケアにおける給食施設の食事提供」 1. 講演「ターミナルケアにおける食事の実際について」 講師 千葉県がんセンター 医療局診療部栄養科 科部長 2. 事例報告「ソフト食への取り組みについて」 報告者 社会福祉法人槇の実会 ひかり学園 管理栄養士

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和5年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
6	—	1	11

表7- (3) -イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導	—	—	—	—	—	2	200
集団指導	7	778	2	18	18	1	35
合 計	7	778	2	18	18	1	235

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
千葉県保育協議会 香取支会給食委員会	施設数 27	委員会・講習会・研修会	講習会・研修会等の企画運営への助言	14

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
—	—	—	—	—

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
香取保健所管内行政栄養士業務研究会	3	16	テーマ：「香取地域の健康課題の抽出と対策の検討・実践 (2) =肥満=」 (1) 事業所従事者への健康教育の検討 (2) 事業所従事者への健康教育 準備 → 実施 → 振り返り・評価 (3) 今後の肥満減少へ向けての取組検討

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和3年度	20	15	75.0	21	3	15
令和4年度	17	11	64.7	22	6	6
令和5年度	18	10	55.6	13	3	8

(7) その他 (各保健所の独自事業)

表7- (7) 各保健所の独自事業

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
学生実習	2	6	健康づくり・栄養改善事業について

8 歯科保健事業

歯・口腔疾患の予防及び歯・口腔内の健康の保持増進を図ることを目的とした事業について実施する。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8- (1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	—	—	—	—

(2) その他 (各保健所の独自事業)

表8- (2) その他 (各保健所の独自事業)

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	—	—	—	—

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられている。法律に基づく入院事務等の業務と併せ、精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り、受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

管内の精神科病院は1か所である。医療保護入院について、入院届及び定期病状報告書が減少傾向にある。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急入院 届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消 退 届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	そ の 他
令和3年度	44	-	39	2	0	111	0
令和4年度	36	-	56	3	0	97	0
令和5年度	28	-	37	1	0	87	0

※ その他は、転院許可申請、仮退院申請、再入院届の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律法第 22 条から第 26 条に基づく申請、通報、届出等を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を保健所で行っている。必要に応じ、同法 27 条及び第 29 条の 2 の規定に基づいて、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院が必要とされた者に対して、同法第 29 条の 2 の 2 にて移送を行っている。

表 9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた 者	法第 27 条の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の 2 の 移送業務		
			法第 29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第 29 条の 2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1 次 移送	2 次 移送	3 次 移送
令和 3 年度	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 4 年度	11	7	3	0	0	0	0	1	0	0	0
令和 5 年度	8	3	5	0	0	5	0	0	0	0	0
法第 22 条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 23 条 警察官からの通報	5	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0
法第 24 条 検察官からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 25 条 保護観察所の長から の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条 矯正施設の長からの 通報	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 2 精神科病院管理者か らの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 3 医療観察法に基づく 指定医療機関管理者 及び保護観察所長か らの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 27 条第 2 項 申請通報に基づかな い診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、原則として法第 27 条の診察を受けた者の内数

3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送

表9－（2）－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年度 結果	病名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ン ナ リ テ イ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ール	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
令和3年度		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度		5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
診察 実施	要措置	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	措置不要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名

2 緊急措置入院中に措置解除なった者 0名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－（2）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和6年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和3年度	1	1	0	0	0
令和4年度	1	1	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0

表9－（2）－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	5	2	3	0	0	2	3	0	0	12
電話	8	6	2	0	0	3	5	0	0	218

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

医療保護入院のための移送事務を行った実績はない。

表9－（3）医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに、必要により、精神科医による定例精神保健福祉相談を導入しながら、専門性の高いサービスを提供した。

表9－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第1 木曜日	13:30～15:00	基本的には保健所（健康福祉センター）で実施するが、必要に応じて、管内市町村において出張相談を実施している。
毎月 第2 月曜日	14:00～15:30	
毎月 第3 金曜日	14:00～15:30	

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和3年度	129	79	50	0	7	33	63	20	6	286
令和4年度	139	76	63	0	7	35	59	28	9	336
令和5年度	93	49	44	0	3	31	37	20	2	278
香取市	63	37	26	0	2	21	27	12	1	185
神崎町	5	1	4	0	0	0	3	2	0	40
多古町	7	1	6	0	0	1	2	3	1	11
東庄町	10	5	5	0	1	4	2	3	0	28
管外・不明	8	5	3	0	0	5	3	0	0	14
相談	52	27	25	0	3	17	22	8	2	129
訪問	41	22	19	0	0	14	15	12	0	149

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話・メール相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区分	計	男性	女性	不明
電話	1,818	1,083	729	6
メール	18	14	4	0

表9－(4)－エ 相談の種別(延数) (単位:件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和3年度		286	53	22	95	52	35	1	0	0	0	3	7	15	2	1
令和4年度		336	57	21	108	67	19	2	0	4	0	2	18	34	0	4
令和5年度		290	137	1	47	25	12	39	0	0	0	2	3	8	1	15
相談	計	129	43	0	36	14	5	22	0	0	0	1	3	0	1	4
	男	82	19	0	23	7	5	22	0	0	0	0	3	0	1	2
	女	47	24	0	13	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	161	94	1	11	11	7	17	0	0	0	1	0	8	0	11
	男	84	41	1	4	9	7	17	0	0	0	1	0	2	0	2
	女	77	53	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	9
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9－(4)－オ 援助の内容(延数) (単位:件)

種別年度	総数	医学的指導	受療援助	生活指導 生活支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和3年度	419	15	54	134	21	60	96	39
令和4年度	435	21	52	142	22	57	80	61
令和5年度	443	6	92	58	2	73	132	80

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援対象者	支援計画あり		
		本人同意あり	本人同意あり	会議開催数
合計	4	0	0	0
香取市	2	0	0	0
神崎町	1	0	0	0
多古町	1	0	0	0
東庄町	0	0	0	0

(5) 地域精神保健福祉関係

自助グループ（当事者グループ）の組織育成を行っている。

また、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業が委託事業として実施されている。香取圏域地域包括ケアシステム構築推進会議構成機関として委託事業所と連携し、地域の現状と課題について協議するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営に協力している。

表9－(6)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
-	-	-	-

表9－(6)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数 (件)	延件数 (件)	
-	-	-	-	-

表9－(6)－ウ 組織育成・運営支援（単位：件）

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	12	0	0	0

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失又は心神耗弱の状態で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行う。

表9－(7) 医療観察法に係る会議への参加（単位：件）

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	5	0	0

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和3年度	36	—	22
令和4年度	41	1	16
令和5年度	45	—	13
香取市	32	—	10
神崎町	3	—	—
多古町	5	—	2
東庄町	5	—	1

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表11-(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
令和3年度	—	—	—
令和4年度	—	—	—
令和5年度	—	—	—
香取市	—	—	—
神崎町	—	—	—
多古町	—	—	—
東庄町	—	—	—

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の 56 疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338 疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位 : 件)

年度・市町村別 疾 患 名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		総数	1	0	0	0	0	0
5	スモン	1	0	0	0	0	0	

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年度・市町村別 疾患名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		総数	837	860	905	607	68	119
1	球脊髄性筋萎縮症	5	3	2	2	0	0	0
2	筋萎縮性側索硬化症	9	6	5	2	0	1	2
3	脊髄性筋萎縮症	2	2	2	1	0	0	1
5	進行性核上性麻痺	7	6	7	5	1	0	1
6	パーキンソン病	132	132	133	90	6	17	20
7	大脳皮質基底核変性症	2	2	2	2	0	0	0
11	重症筋無力症	26	29	29	20	2	3	4
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	17	16	18	14	1	2	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2	3	2	2	0	0	0
15	封入体筋炎	0	0	1	1	0	0	0
17	多系統萎縮症	11	10	10	7	2	0	1
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	25	25	21	11	3	3	4
19	ライソゾーム病	2	2	1	1	0	0	0
22	もやもや病	7	7	8	5	1	0	2
28	全身性アミロイドーシス	3	3	6	5	1	0	0
30	遠位型ミオパチー	0	0	1	0	0	0	1
34	神経線維腫症	4	2	2	2	0	0	0
35	天疱瘡	5	6	8	7	0	0	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	3	2	0	1	0
40	高安動脈炎	5	4	4	2	0	1	1
41	巨細胞性動脈炎	1	2	2	2	0	0	0
42	結節性多発動脈炎	2	2	3	3	0	0	0
43	顕微鏡的多発血管炎	18	21	22	13	2	2	5
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	6	5	3	1	1	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	5	7	6	1	0	0
46	悪性関節リウマチ	7	7	7	7	0	0	0
47	バージャー病	3	2	2	1	0	1	0
49	全身性エリテマトーデス	57	54	51	35	2	7	7
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	27	28	32	19	4	3	6

年度・市町村別 疾患名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		51	全身性強皮症	18	16	20	14	2
52	混合性結合組織病	11	10	11	4	0	4	3
53	シェーグレン症候群	9	10	11	6	1	1	3
54	成人スチル病	1	2	5	3	1	0	1
55	再発性多発軟骨炎	1	1	2	2	0	0	0
56	ベーチェット病	16	15	18	10	1	4	3
57	特発性拡張型心筋症	16	17	19	11	2	3	3
58	肥大型心筋症	7	7	8	5	0	2	1
60	再生不良性貧血	10	11	9	8	0	0	1
61	自己免疫性溶血性貧血	1	0	0	0	0	0	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	12	13	12	7	2	0	3
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0	2	0	0	0	0	0
65	原発性免疫不全症候群	8	8	8	7	0	0	1
66	IgA腎症	6	6	8	5	0	2	1
67	多発性嚢胞腎	3	2	3	2	0	0	1
68	黄色靭帯骨化症	6	4	6	4	1	0	1
69	後縦靭帯骨化症	36	39	37	22	6	9	0
70	広範脊柱管狭窄症	3	3	3	0	1	2	0
71	特発性大腿骨頭壊死症	10	9	12	8	1	3	0
72	下垂体性ADH分泌異常症	0	2	2	1	0	1	0
73	下垂体性TSH分泌亢進症	1	0	0	0	0	0	0
75	クッシング病	3	3	2	2	0	0	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	5	5	2	1	1	1
78	下垂体前葉機能低下症	4	5	9	7	1	1	0
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1	1	0	0	0
84	サルコイドーシス	16	16	20	14	1	2	3
85	特発性間質性肺炎	25	30	28	19	1	4	4
86	肺動脈性肺高血圧症	3	5	5	4	1	0	0
88	慢性血栓性肺高血圧症	1	1	1	1	0	0	0
90	網膜色素変性症	11	12	10	8	0	0	2
91	バッド・キアリ症候群	0	1	1	1	0	0	0
93	原発性胆汁性胆管炎	6	7	9	4	2	3	0
94	原発性硬化性胆管炎	2	1	1	0	0	0	1

年度・市町村別 疾患名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		95	自己免疫性肝炎	5	5	6	3	0
96	クローン病	37	36	35	30	2	1	2
97	潰瘍性大腸炎	90	94	97	72	8	12	5
98	好酸球性消化管疾患	0	0	1	1	0	0	0
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	1	0	0	0
107	若年性特発性関節炎	1	1	1	0	0	0	1
113	筋ジストロフィー	4	4	4	1	0	3	0
117	脊髄空洞症	0	0	1	0	0	1	0
127	前頭側頭葉変性症	2	2	2	1	1	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1	1	1	1	0	0	0
145	ウエスト症候群	2	2	2	2	0	0	0
156	レット症候群	1	1	1	1	0	0	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4	3	4	2	0	1	1
163	特発性後天性全身性無汗症	2	1	1	1	0	0	0
168	エーラス・ダンロス症候群	0	1	0	0	0	0	0
188	多脾症候群	1	1	1	1	0	0	0
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	0	0	0	0	0	0
209	完全大血管転位症	1	1	1	1	0	0	0
215	ファロー四徴症	2	2	1	1	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	1	0	0	1	0
222	一次性ネフローゼ症候群	9	9	11	8	0	3	0
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0	1	1	0	0	0
224	紫斑病性腎炎	0	0	1	1	0	0	0
225	先天性腎性尿崩症	1	1	1	1	0	0	0
227	オスラー病	0	1	2	0	0	1	1
235	副甲状腺機能低下症	1	1	1	0	0	0	1
246	メチルマロン酸血症	1	1	1	1	0	0	0
271	強直性脊椎炎	4	4	4	3	0	1	0
283	後天性赤芽球癆	2	2	2	2	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1	0	0	0	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	0	1	0	0	0	0	0
300	IgG4関連疾患	3	4	4	3	1	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	19	27	33	16	4	7	6

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	香取市	神崎町	多古町	東庄町
令和3年度	2	1	—	1	—
令和4年度	2	1	—	1	—
令和5年度	4	3	—	1	—

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和3年度	2	15	3	15
令和4年度	2	13	2	13
令和5年度	2	17	2	17

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和3年度	4月27日	訪問事例の検討	看護師	2人
令和4年度	—	—	—	—人
令和5年度	—	—	—	—人

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和5年 10月20日	25人	香取合同庁舎	神経難病	① 講演「疾患及び加齢による『飲み込みづらさとその対応』～パーキンソン病&脊髄小脳変性症を中心に～」 ② 講演「飲み込みやすい食事について」	医師1人 栄養士1人
令和6年 2月26日	18人	香取合同庁舎	神経難病	① 講演「ALSの病態と最新の治療について」 ② 講演「患者と家族を支えるコミュニケーションとコミュニティ」 ③ 講演「千葉県在宅難病患者一時入院事業について」	医師1人 その他2人

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	19	18	20
筋委縮性側索硬化症	2	3	2
脊髄性筋萎縮症	0	0	1
パーキンソン病	5	4	9
多系統萎縮症	1	1	1
脊髄小脳変性症	4	2	2
悪性関節リウマチ	2	1	0
全身性エリテマトーデス	1	0	0
皮膚筋炎/多発性筋炎	0	0	1

シェーグレン症候群	0	0	1
黄色靭帯骨化症	0	1	0
後縦靭帯骨化症	1	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	0	0	1
特発性間質性肺炎	1	3	2
筋ジストロフィー	2	2	0
前頭側頭葉変性症	0	1	0

オ 訪問診療等事業

表 1 2 - (4) - オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和3年度	3	3	訪問リハビリ	-	-	-	3	3	-
令和4年度	1	1	訪問リハビリ	-	-	-	1	1	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - (4) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数 (延)	167	157	169
申請等	36	88	94
医療	27	8	11
家庭看護	73	55	53
福祉制度	25	6	6
就労	2	0	2
就学	0	0	0
食事・栄養	1	0	0
歯科	0	0	0
その他	3	0	3

キ 難病対策地域協議会

表 1 2 - (4) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内 容
-	-	-	-	-

1 3 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人を利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表 1 3 - (1) - ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和3年度	7	1	5	0	1	0
令和4年度	3	0	3	0	0	0
令和5年度	1	0	1	0	0	0

表 1 3 - (1) - イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0

14 市町村支援

主に、各市町の要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議、介護保険、高齢者・障がい者福祉、地域包括支援に係る会議等に参加し、広域的な立場に立って、管内市町の事業の円滑な推進や向上が図られるよう支援した。

(1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技 術 的 支 援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
香 取 市	健康づくり推進協議会	1	次	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供	ゲートキーパー養成講座	1	精
	学校給食センター運営委員会	2	次	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	食物アレルギー対策検討委員会	1	次	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	地域福祉計画推進委員会	3	課	基本的方針			
	地域自立支援協議会	1	課	基本的方針			
	地域自立支援協議会 地域生活支援部会	4	事保	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	地域自立支援協議会 療育支援部会	4	保	活動計画、障害児者及び家族への情報周知方法等			
	地域包括支援センター運営会議	3	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	地域密着型サービス運営委員会	2	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	高齢者福祉等推進会議	1	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	認知症対策推進会議、認知症初期集中支援チーム検討委員会	1	課	基本的方針			

	要保護児童対策地域協議会 代表者会議	1	課	基本的方針・年間計画の決定			
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議	6	保	要保護児童・特定妊婦の対策検討			
	子ども・子育て会議	1	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
神崎町	給食センター運営委員会	2	栄	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価	—	—	—
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議	3	保家	要保護児童・特定妊婦の対策検討			
多古町	健康づくり推進協議会	1	課	基本的方針	—	—	—
	自立支援協議会	2	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議	4	精家	要保護児童・特定妊婦の対策検討			
東庄町	保健推進協議会	1	次保	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供	—	—	—
	学校給食センター運営委員会	2	栄	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	地域自立支援協議会 地域生活支援検討会	3	課事	基本的方針			
	要保護児童対策地域協議会 代表者会議	1	課	現状の共有・連携や役割の確認			
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議	6	保家	要保護児童・特定妊婦の対策検討			

郡市	管内保健衛生 連絡協議会	1	課	基本的方針	—	—	—
1 市 2 町	香取広域自立 支援協議会	1	課	基本的方針	—	—	—
	地域自立支援 協議会 広域 権利擁護・差別 解消部会	4	広	基本的方針・実施体 制の確保・サービス提供			
	地域自立支援 協議会 広域 相談支援部会	4	広	基本的方針・実施体 制の確保・サービス提供			
	香取市・神崎 町・東庄町（香 取広域）医療的 ケア児等支援 協議の場	3	保	活動計画の共有、避 難シミュレーション 実施報告等			

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、
精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）、家（家庭児童相談員）、
広（広域専門指導員）

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 15 - (1) 民生委員・児童委員配置状況 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和 3 年度	278	233	36	269	190	79
令和 4 年度	278	233	35	268	187	81
令和 5 年度	278	232	36	268	186	82
香取市	197	158	30	188	135	53
神崎町	15	12	2	14	6	8
多古町	35	33	2	35	27	8
東庄町	31	29	2	31	18	13

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

(ア) 取扱人員 該当なし

表 15 - (2) - ア 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行旅病人 (人)	—	—	—
行旅死亡人 (人)	—	—	—

(3) 児童福祉

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。

また、精神または身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父、若しくは、母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。

ア 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表 15 - (3) - ア - (ア) 児童扶養手当受給者数

市町村	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
令和 3 年度	155	14
令和 4 年度	140	17
令和 5 年度	126	16
神崎町	21	2
多古町	51	7
東庄町	54	7

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 15 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別 (単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
令和 3 年度	122	1	5	13	—	2	1	6	—	—	—	—	—	—	5	155
令和 4 年度	105	1	5	11	—	2	1	10	—	—	—	—	—	—	5	140
令和 5 年度	97	1	3	11	—	—	1	8	—	—	1	—	—	—	4	126

イ 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は養育者に対して、特別児童扶養手当を支給している。

表 1 5 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和 3 年度	153	20	6	46	76	5	—	71	82
令和 4 年度	141	18	8	51	71	3	—	72	79
令和 5 年度	140	15	6	53	73	3	—	71	79
香取市	110	7	3	47	59	3	—	57	62
神崎町	4	1	—	—	3	—	—	1	3
多古町	14	3	2	3	7	—	—	6	9
東庄町	12	4	1	3	4	—	—	7	5

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 5 - (4) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和 3 年度	—	—	r2,796	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	—	r1,188	—	—	—	—	—	—	—	r447	—
令和 5 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—
香取市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—
神崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多古町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東庄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香取市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多古町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東庄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が家庭における児童養育等について相談に応じる。

表 1 5 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	小学生
令和3年度	1	-	1	-	-	1	-	-	-	中学生	2
令和4年度	1	-	-	1	-	-	1	-	-	高校生	-
令和5年度	71	16	52	3	1	70	-	-	-	その他	-

(6) 高齢者福祉

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

また、老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 5 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和 3 年度	45	5	40
令和 4 年度	66	11	55
令和 5 年度	62	6	56
香取市	40	5	35
神崎町	4	—	4
多古町	8	—	8
東庄町	10	1	9

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表 1 5 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和 3 年度	8	413,600
令和 4 年度	8	451,200
令和 5 年度	8	404,200

(7) 障害者福祉

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

また、在宅の重度身体障害児・者の入浴担架、浴槽等の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (7) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和3年度	126	6,119,875	—	—
令和4年度	132	6,292,875	—	—
令和5年度	131	6,340,450	—	—
香取市	102	4,921,850	—	—
神崎町	7	363,300	—	—
多古町	12	622,800	—	—
東庄町	10	432,500	—	—

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の入浴担架、浴槽等の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

表 15 - (7) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和3年度	—	—	—
令和4年度	1	火災報知器取付費	3,300
令和5年度	—	—	—
香取市	—	—	—
神崎町	—	—	—
多古町	—	—	—
東庄町	—	—	—

ウ 障害者差別相談事業

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の地域相談員を委嘱し、相談にあたっている。

表 15 - (7) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	38
令和5年度	1	16	11	1	1	1	2	0	0	0	4	102

エ 地域相談員の委嘱

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の地域相談員として、適格者を委嘱している。

表 15 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和3年度	10	8	4	22	11	11
令和4年度	10	8	4	22	11	11
令和5年度	10	8	3	21	11	10
香取市	5	5	3	13	7	6
神崎町	1	1	-	2	-	2
多古町	2	1	-	3	2	1
東庄町	2	1	-	3	2	1

オ 地域相談員等研修会

地域相談員は、障害のある人に対する理解を広げ、出来るだけ地域で解決することを目指した相談活動を行う、身近な第三者としての相談役としての役割を担っている。このために、障害者等が気軽に相談できるよう、地域社会との関係性の構築を図ることや相談実務に当たっての知識・技術を深めるために研修を行っている。

表 15 - (7) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和 5 年 12 月 22 日	地域相談員 15 名 関係団体 1 名 市町担当者 2 名 障害者福祉推進課 1 名 事務局 4 名 計 23 名 (会場) 香取合同庁舎 4 階大会議室	令和 5 年度「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る香取圏域地域相談員等研修会 【内容】 1 講演「地域相談員へ望むこと ～障害者差別解消法の改正に触れて～」 (県健康福祉部障害者福祉推進課) 2 令和 4 年度香取圏域の相談状況について (香取中核地域生活支援センター) (香取健康福祉センター) 3 意見交換

(8) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を実施している。

表 1 5 - (8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和3年度	56	52	—	36	13	13	—	13	33	29	—	23	—	—	—	—
令和4年度	50	42	—	35	13	13	—	13	37	29	—	22	—	—	—	—
令和5年度	85	75	1	70	13	13	—	13	70	61	1	56	2	1	—	1
区 分 年 度	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数（再掲）									
							総数	通報								
令和3年度	—		10		5		1	—								
令和4年度	1		7		9		1	—								
令和5年度	—		8		6		2	—								

(9) 戦傷病者の援護

戦傷病者に対して、補装具等の支給(交付・修理)、相談員の委嘱等の援護を行い、もって戦傷病者の福祉の向上を図っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳を所持する戦傷病者に対して、補装具の支給(交付・修理)、乗車券引換証の交付(変更)事務等を行っている。

表 15 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
令和3年度	1	1	—	—
令和4年度	1	—	—	—
令和5年度	1	—	—	—
香取市	1	—	—	—
神崎町	—	—	—	—
多古町	—	—	—	—
東庄町	—	—	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族・戦傷病者の援護の相談及び必要な指導を行う、戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の委託に関する事務を行っている。

表 15 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	香取市	神崎町	多古町	東庄町	合計
戦没者遺族相談員	2	1	1	1	3(3町は同一人)
戦傷病者相談員	—	—	—	—	—

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務等の適切な運営を図るため、管内市町に対し、2年に1回指導監査を実施し必要な助言を行う。

表15-(10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和3年度	令和4年度	令和5年度
香取市	—	令和5年2月	—
神崎町	—	令和5年2月	—
多古町	中止	—	令和6年2月
東庄町	中止	—	令和6年2月

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

中核地域生活支援センターをサポートし、地域の関係機関や関係者との連絡調整会議を開催している。

表15-(11)-ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和6年3月15日
場所	香取合同庁舎4階 大会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 香取CCC事業報告 ・地域共生社会に向けて、再犯防止について考える ○保護観察官・保護司等の講演 ○グループワーク
構成員・参加者人数	県(当センター、県立高等学校、特別支援学校、児相)、警察署、各市町、香取市教育委員会、各町社会福祉協議会、佐原公共安定所、香取障害者支援センター、香取就業センター、中核地域生活支援センター(香取CCC)等 参加者数: 36機関 52名(内事務局9名)

表15-(11)-イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況

開催日	実施なし
場所	
内容	
構成員・参加者人数	

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法に基づき、事業の受託者と連携を図り生活困窮者の自立支援を行う。

表15-(12) 生活困窮者自立支援実施状況

区分 市町村	支援調整会議 (回数)	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他	
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活福祉資金等 による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業
令和3年度	12	57	29	23	14	—	8	4	—	29	11	—
令和4年度	12	59	26	18	6	—	10	4	—	18	1	—
令和5年度	12	36	23	7	—	—	7	4	—	9	1	—
神崎町	12	10	6	1	—	—	—	1	—	1	—	—
多古町	12	17	13	4	—	—	4	3	—	5	1	—
東庄町	12	9	4	2	—	—	3	—	—	3	—	—

区分 市町村	就労者数 (一般就労総数)	支援メニューの利用状況								増収者数 (総数)
		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活保護受給者等 就労自立促進事業	その他	
令和3年度	2	14	—	8	4	—	29	—	—	8
令和4年度	6	6	—	10	4	—	18	—	—	2
令和5年度	4	—	—	7	4	—	9	—	—	4
神崎町	2	—	—	—	1	—	1	—	—	2
多古町	2	—	—	4	3	—	5	—	—	2
東庄町	—	—	—	3	—	—	3	—	—	—

※プラン期間中の一般就労を目標にしている